

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 6月19日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 家 由 奈

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 7月10日 午前 8時30分から 令和 8年 7月17日 午後 4時30分まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月22日 午前10時00分 場 所 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 8月 5日 午後 1時30分 場 所 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 8年 7月23日 午前 9時00分から 令和 8年 7月29日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
<p>一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 6月19日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。</p> <p>※ 特別売却の買受申出の受付日時は、上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前 9時00分から午後4時00分までです。</p>	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 木田郡三木町大字平木字南山田 |
| | 地 番 | 1070番31 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 191.23平方メートル |
| 2 | 所 在 | 木田郡三木町大字平木字南山田1070番地31 |
| | 家屋 番号 | 1070番31 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 65.41平方メートル
2階 44.71平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 5月25日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 家 由 奈

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。



5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 木田郡三木町大字平木字南山田
地 番 1070番31
地 目 宅地
地 積 191.23平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1
- 2 所 在 木田郡三木町大字平木字南山田1070番地31
家屋 番号 1070番31
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 65.41平方メートル
2階 44.71平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1



令和8年(ケ)第13号
令和8年2月25日受理
令和8年3月13日提出

現況調査報告書

高松地方裁判所

執行官 都 築 浩 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 木田郡三木町大字平木字南山田

地 番 1070番31

地 目 宅地

地 積 191.23平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

2 所 在 木田郡三木町大字平木字南山田1070番地31

家屋 番号 1070番31

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺2階建

床 面 積 1階 65.41平方メートル

2階 44.71平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

不動産の表示	「物件目録」のとおり														
住居表示	香川県木田郡三木町大字平木1070番地31														
土 地	物件1														
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件)														
形 状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり														
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地共有者ら <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が物件1の土地に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり														
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)														
その他の事項															
建 物	物件2														
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる(<input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:														
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>種類:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積:</td> </tr> </table>			{	種類:		構造:		床面積:						
{	種類:														
	構造:														
	床面積:														
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物共有者ら <input type="checkbox"/> その他の者 <input checked="" type="checkbox"/> Aが本建物を居宅として使用し、Bが残置物を置いて占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり														
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)														
その他の事項															
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>平成</td> <td>年()第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保管開始日</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>			{	地方裁判所	支部	平成	年()第	号		保管開始日	平成	年	月	日
{	地方裁判所	支部	平成	年()第	号										
	保管開始日	平成	年	月	日										
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり														

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■ A (債務者兼共有者)</p>	<p>1 私は、本件物件の共有者で、令和7年秋ころからは一人で居住しています。建物内には、Bの残置物もあります。</p> <p>2 本件土地と周囲の土地との境界ははっきりしていると思います。前面道路は、この辺りを開発した朝日住宅株式会社の所有だと思いましたが、利用等について特に説明を受けたことはありません。近所の道路の修理が必要になり、その周辺の方たちで費用分担したと聞いています。</p> <p>3 本件建物は、平成16年に新築し、翌年くらいに外構工事をし、カーポートや洗濯干場の屋根等を設置しました。給湯や台所のコンロ、暖房設備も全てガスです。池の近くにガスの集積場があります。現在、室内で小型犬を1匹飼育しています。かつては、小型犬を3匹飼育していました。壁紙等に犬のひっかき傷があります。</p> <p style="padding-left: 2em;">建物の不具合は、リビングの床が一部剥がれているところがあります。また、洗面台のお湯の蛇口から水漏れするため、お湯の方は元栓を止めています。洗面台付近等の壁紙にフックを貼り付けていたのを取り外したので、一部壁紙が剥がれているところもあります。</p> <p>4 下水道が整備されていないので、浄化槽を設置しています。水路の利用料は支払っていないのではないかと思います。</p> <p>5 現況調査日については、日曜日をお願いします。</p>
<p>■朝日住宅株式会社担当者</p>	<p>本件物件付近の道路は、当社の所有になっていますが、団地内の住民の方が利用することは全く問題ありません。ただし、道路の維持管理は、周辺住民の方で協力して管理、修繕していただきたいと思います。</p>
<p>■左平治池水利組合長</p>	<p>本件物件付近は、当水利組合の担当です。団地内の住民の方が生活排水等を水路に流していると思いますが、年5,000円の水路利用料をいただいています。自治会に集金をお願いしています。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

-
- 1 関係人の陳述及び現況から物件の占有関係は、2枚目記載のとおりであると認めた。
 - 2 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
 - 3 本件土地は非線引都市計画区域内に存在し、南側を幅員約6m(舗装里道を含む。)の舗装私道(所有者:朝日住宅株式会社、地目:公衆用道路、建築基準法42条1項2号道路)に接道している。舗装私道の所有者である朝日住宅株式会社担当者によると「団地内の住民の方が利用することは全く問題ありません。ただし、道路の維持管理は、周辺住民の方で協力して管理、修繕していただきたいと思います。」とのことであった。
 - 4 物件1の土地と周囲との境界については、現況上ほぼ明らかである。14条1項地図及び地積測量図が存在している。物件1の南西側には、カーポート(土地定着物)が、北西側及び北東側には下屋(土地定着物)がそれぞれ設置されている。また、北側には、物置(動産)が置かれている。
 - 5 物件1土地付近は、下水道が整備されていない地域であり、浄化槽が設置されている。左平治池水利組合長によると「団地内の住民の方が生活排水等を水路に流していると思いますが、年5,000円の水路利用料をいただいています。自治会に集金をお願いしています。」とのことであった。
 - 6 本件建物については、経年(築後約22年経過)劣化が認められる。▲によると「リビングの床が一部剥がれているところがあり、洗面台のお湯の蛇口から水漏れするため、お湯の方は元栓を止めています。洗面付近等の壁紙にフックを貼り付けていたのを取り外したので、一部壁紙が剥がれているところもあります。」とのことであった。給湯、台所コンロ、暖房はガスを利用しており、平木尾池付近にガス集積場がある。室内で、小型犬を1匹(かつては、3匹)を飼育しており、壁紙の下部にはひっかき傷も見受けられた。

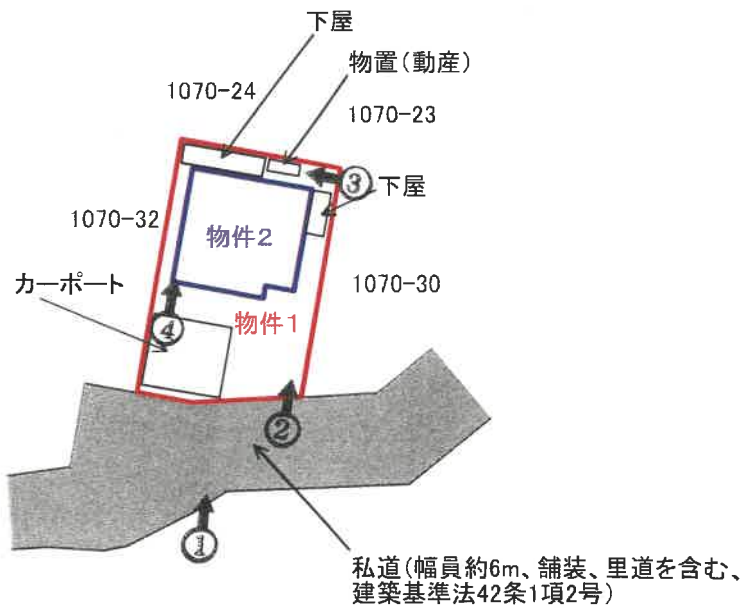
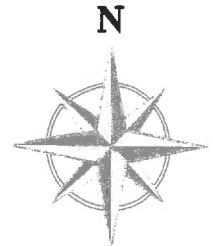
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年2月27日(金) 9:10-9:20	高松法務局	周辺土地調査等
令和8年2月28日(土) 15:20-15:35	物件所在地	物件確認、接道等調査、占有調査、写真撮影、 A から聴取
令和8年3月4日(水) 15:30-15:35	広域水道企業団高松ブロック統括センター	給配水管等調査
令和8年3月6日(金) 12:30-12:40	長尾土木事務所	公法上の規制等調査
令和8年3月6日(金) 15:15-15:45	三木町役場	公法上の規制等調査、下水道調査、水利組合調査
令和8年3月8日(日) 10:00-10:50	物件所在地	立入調査、写真撮影、評価人同行、 A から聴取
令和8年3月9日(月) 15:40-15:50	当庁	前面道路調査、朝日住宅株式会社担当者から聴取(電話)
令和8年3月9日(月) 17:30-17:40	当庁	左平治池水利組合長から聴取(電話)
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図(略図)

物件1・2



※本図は、略図であり実測に基づくものではないため
現況と相違する可能性があることに留意されたい。
隣接地の地番は公図に基づき記載したものである。

(S ≒ 1 / 500)

←○ 写真撮影位置・方向

(④ 枚目)

建物間取図(概略)

物件2



1階



2階

※概略図であり、現況と異なる可能性があることに留意されたい。
また、建具・設備等の動作確認はしていない。

(S ≒ 1 / 150)

←○ 写真撮影位置・方向

(7 枚目)

1



本件物件の外観

2



物件1 南東側の状況

(8 枚目)

3



物件1 北東側の状況

4



物件1 南西側の状況

(9 枚目)

5



物件2 玄関内の状況

6



物件2 1階和室の状況

(10 枚目)

7



物件1 1階LDの状況

8



物件1 1階LD床の剥がれ状況

9



物件2 1階台所の状況

10



物件2 1階脱衣所の状況

(12 枚目)

11



物件2 1階浴室の状況

12



物件2 1階洗面の状況

(13 枚目)

13



物件2 1階トイレの状況

14



物件2 階段の状況

(14 枚目)

15



物件2 2階南西側洋室の状況

16



物件2 2階バルコニーの状況

17



物件2 2階北西側洋室の状況

18



物件2 2階南東側洋室の状況

(16 枚目)



物件2 2階トイレの状況

令和 8 年 (ケ) 第 13 号
令和 8 年 3 月 8 日 現地調査
令和 8 年 3 月 18 日 評価

高松地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

宮 西 弘 道

第1 評価額

一 括 価 格	
金 4,750,000 円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 1,070,000 円
物件2(建物)	金 3,680,000 円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記上	現況
1	所在地 地目積	木田郡三木町大字平木字南山田 1070番31 宅地 191.23m ²	同左
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	木田郡三木町大字平木字南山田 1070番地31 1070番31 居宅 木造スレート葺2階建 1階65.41m ² 2階44.71m ²	同左
番号	特記事項		
	-		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等

(1) 物件1

位置・交通	琴電長尾線「学園通り」駅の北東方約950m（直線距離） （別添位置図参照）	
付近の状況	対象物件の存する地域は、平木尾池の北東側に位置する、平成9年頃に開発された住宅団地ラックベール三木Iである。当該団地内は戸建住宅が建ち並んでいる。周辺には農地が多く、近年宅地開発は少ない状況である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域（非線引） 指定なし 70% 200% — —
画地条件	規模 登記数量とほぼ同じ 形状 ほぼ台形 間口奥行 間口約11m、奥行約16～18m 地勢 南側私道とほぼ等高な平坦地である。	
接面道路の状況	南側：私道*（幅員約6m、舗装、里道を含む）に接面する。 *当該私道は、建築基準法42条1項2号の所謂「開発道路」に該当する。なお、物件1接面部分は幅員が一部広がっている。	
土地の利用状況及び隣地の状況等	物件2の敷地として利用されている。（現況調査報告書参照） 東側、西側及び北側は戸建住宅である。	
供給処理施設	上水道 あり 公共下水道 なし ガス配管 あり（団地内供給）	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・物件1南西部にカーポートが、北西部及び北東部に下屋がある。（現況調査報告書参照） ・周知の埋蔵文化財包蔵地の指定：無し ・過去に土壤汚染対策法第3条に規定する有害物質使用特定施設に相当する工場又は事業場の敷地であった事実は確認できなかった。本件においては、土壤汚染が存する可能性は低く、当該事項は対象不動産の価格形成要因から除外した。なお、土壤汚染の有無の詳細については、専門調査機関による調査を要する。 	

2 建物の概況及び利用状況

(1) 物件2

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 経過年数 経済的残存耐用年数	平成16年7月12日新築 約22年 約5年
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 その他	木造 スレート葺 ボード張 ビニールクロス等 ビニールクロス等 フローリング、タタミ等 － －
床面積(現況)	登記数量(110.12㎡*)とほぼ同じ。 *1階:65.41㎡+2階:44.71㎡=110.12㎡	
現況用途等	階層 現況用途 間取り	2階建 居宅 (別添のとおり)
品 等	普通	
保守管理の状態	普通 経年による損耗等がみられるほか、壁・床等一部に傷みがある。 室内で小型犬1匹を飼育している。(現況調査報告書参照)	
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり。	
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・物件2の北側に物置(動産)がある。 ・建具、設備等の動作確認はしていない。 ・対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、吹付アスベスト等が使用されている可能性は低い。アスベスト含有建材(成形板、仕上塗材等)が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については、専門調査機関の分析調査を要する。 	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 土地価格

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	18,800	0.99	191.23	1.00	3,559,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 三木(県)－1

標準地価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $26,900\text{円}/\text{m}^2 \times 99.7/100 \times 100/100 \times 100/143 \doteq 18,800\text{円}/\text{m}^2$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：－

◇地域格差：100/143（街路条件－5%、環境条件等＋50%）

イ 個別格差：0.99（地形－1%）

ウ 地 積：登記数量

エ 建付減価：1.00

(2) 建物価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	172,000	110.12	0.23	4,356,000

イ 現況延床面積：現況数量

ウ 現価率：経過年数22年、経済的残存耐用年数5年、残価率5%とした定額法と観察減価（特に必要なし）を併用して下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} = \left[0.05 + (1-0.05) \times \frac{5}{22+5} \right] \times (1-0.0) \doteq 0.23$$

観察減価

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	3,559,000	0.5	法定地上権	1,780,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ× エ×オ
1	3,559,000	-1,780,000		1.0	0.6	1,070,000
2	4,356,000	+1,780,000	1.0	1.0	0.6	3,680,000
一括価格 (合計)						4,750,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：-

オ 競売市場修正：評価の条件記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価調査基準地価格〔三木(県)－1〕
所 在：木田郡三木町大字氷上字花丸927番5
価 格：26,900円/m²
位 置：琴電長尾線「学園通り」駅 南方約700m(道路距離)
価 格 時 点：令和7年7月1日
地 積：323m²
供給処理施設：水道
接 面 街 路：東3.7m私道
用途指定等：都市計画区域(非線引)、用途地域指定無、
建蔽率70%、容積率200%
地域の概要：中規模一般住宅、農家住宅が混在する住宅地域
- 2 固定資産税評価額(令和7年度)
物 件 1 2,009,095円
物 件 2 3,378,433円

上記参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上

位置図

三木町役場「白図」



写 图 公



縮尺 1 / 500
地図 (法第14条第1項)

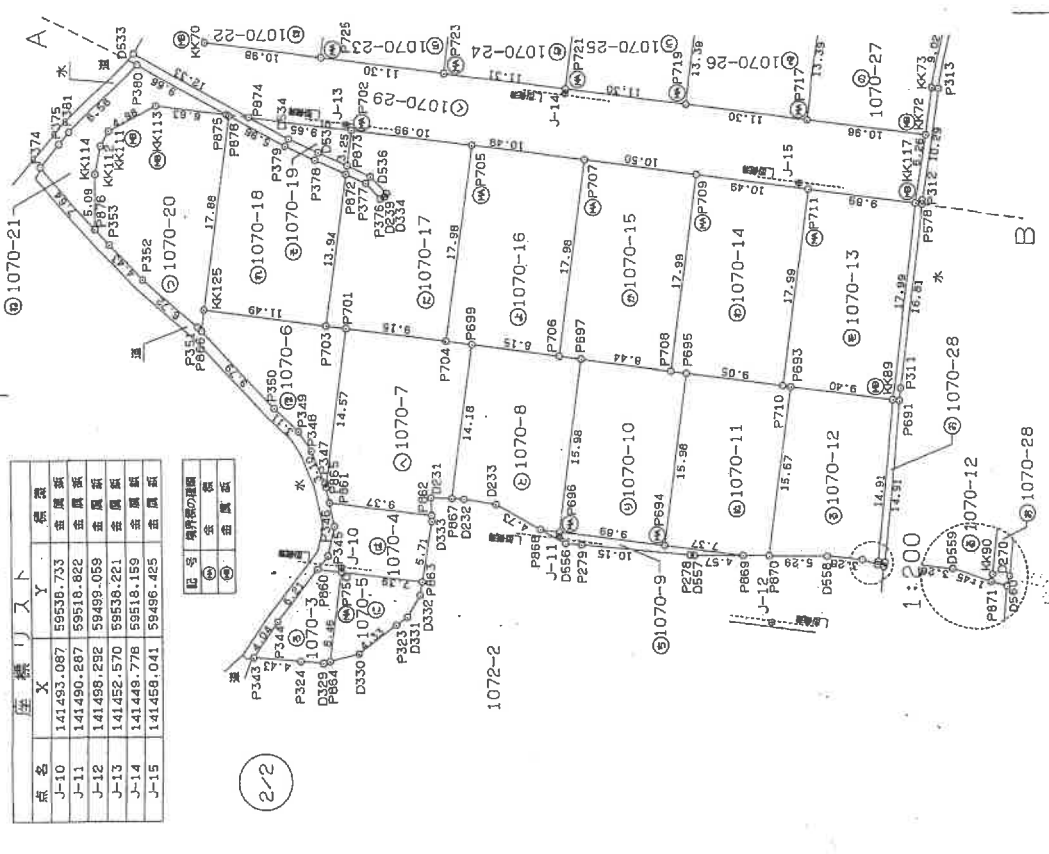
前 1070-1 後 1070-1. 1070-3~1070-36 新 1070-1. 1070-3~1070-18, 1070-18, 1070-20
 1070-20
 1070-36
 1/6
 面積
 1/6

地番 1070-1
 1070-3~1070-36

土地の所在 木田郡三木町大字平木字南山田

643100

点名	X	Y	標高
J-10	141493.087	59538.733	金原新
J-11	141490.287	59518.822	金原新
J-12	141498.292	59498.059	金原新
J-13	141452.570	59538.221	金原新
J-14	141448.778	59518.159	金原新
J-15	141458.041	59496.425	金原新



点名	X	Y	標高
J-10	141493.087	59538.733	金原新
J-11	141490.287	59518.822	金原新
J-12	141498.292	59498.059	金原新
J-13	141452.570	59538.221	金原新
J-14	141448.778	59518.159	金原新
J-15	141458.041	59496.425	金原新

(縮小図)

縮尺 1/500

申請人

(平成9年8月18日作製)

製作者 土地家屋調査士

(香川県土地家屋調査士会 用紙)

平成9年9月5日登記

643104

地番

1070-3-1070-36

土地の所在
木田郡三木町大字平木字南山田

1 積目と同様 図

縮尺 1/500

(縮小図)

座標求積表

地番	点名	標識	X	Y	辺長
1070-28	P288	()	141425.076	59479.438	0.60
	P287	()	141425.186	59478.848	11.60
	P282	()	141436.591	59480.974	9.97
	P313	()	141449.455	59483.520	13.11
	P312	()	141459.621	59485.118	10.29
	P578	()	141459.972	59485.160	0.35
	P311	()	141478.673	59487.140	16.81
	P291	()	141477.842	59487.246	1.17
	P270	()	141492.696	59488.594	14.91
	D560	()	141493.073	59488.700	0.39
	K290	()	141492.897	59489.254	0.28
	K289	()	141475.768	59487.612	0.28
	K217	()	141459.693	59485.759	17.99
	K273	()	141453.705	59484.800	4.38
P292	()	141448.398	59482.176	4.02	
K274	()	141436.473	59483.576	4.12	
P286	()	141428.076	59479.438	11.59	
倍面積 82.813629 m ²					
面積 41.4068145 m ²					
1070-29	点名	標識	X	Y	辺長
	KK117	()	141459.883	59485.789	6.26
	KK72	()	141453.705	59484.800	10.96
	P719	()	141452.281	59495.674	11.30
	P721	()	141450.813	59506.888	11.30
	P723	()	141449.349	59518.102	11.31
	P725	()	141447.876	59529.317	11.31
	KK70	()	141446.408	59540.531	11.30
	KK124	()	141444.982	59551.423	10.98
	KK68	()	141440.279	59553.727	5.23
	D249	()	141437.060	59552.032	3.63
	D533	()	141440.347	59554.638	4.19
	P874	()	141445.962	59558.125	6.60
	P702	()	141451.841	59547.283	12.33
P705	()	141453.093	59537.712	9.65	
P707	()	141454.520	59526.805	10.99	
P709	()	141455.882	59516.394	10.49	
P711	()	141457.244	59505.982	10.50	
KK117	()	141458.607	59495.571	10.49	
倍面積 900.641081 m ²					
面積 450.3205405 m ²					
1070-30	点名	標識	X	Y	辺長
	P714	()	141432.113	59546.508	7.78
	P726	()	141433.125	59538.788	10.20
	P733	()	141434.451	59528.674	16.09
	KK67	()	141418.488	59526.581	5.30
	P714	()	141419.049	59531.852	19.63
倍面積 350.214552 m ²					
面積 175.1072760 m ²					

物件1

座標求積表

地番	点名	標識	X	Y	辺長
1070-31	P733	()	141434.451	59528.674	1.10
	P724	()	141434.451	59527.574	9.97
	P729	()	141435.891	59516.360	17.78
	P716	()	141437.917	59502.527	4.08
	P727	()	141427.605	59500.878	7.20
	KK65	()	141425.984	59512.865	15.09
	KK66	()	141418.702	59511.901	3.54
	P746	()	141418.252	59515.372	17.78
	P729	()	141435.891	59517.684	376.487050 m ²
	倍面積 188.2435250 m ²				
面積 188.24					
1070-33	点名	標識	X	Y	辺長
	P727	()	141427.605	59500.878	15.90
	KK62	()	141411.833	59498.814	6.74
	KK63	()	141411.818	59505.554	5.57
	KK64	()	141412.541	59511.085	6.21
	KK65	()	141418.702	59511.901	7.34
	P728	()	141425.984	59512.865	12.09
	P727	()	141427.605	59500.878	361.062414 m ²
倍面積 180.5312070 m ²					
面積 180.53					
1070-34	点名	標識	X	Y	辺長
	P716	()	141437.917	59502.527	8.36
	P718	()	141439.004	59493.932	11.65
	P826	()	141440.519	59482.378	4.12
	KK74	()	141436.473	59481.576	11.59
	P288	()	141425.076	59479.438	5.97
	P289	()	141419.200	59478.343	11.11
	KK77	()	141409.393	59483.574	14.92
	P230	()	141409.456	59498.503	2.39
	KK62	()	141411.833	59498.814	15.90
P716	()	141437.917	59502.527	10.39	
倍面積 1191.313210 m ²					
面積 585.6566050 m ²					
面積 595.65					

製作者

土地家屋調査士

(香川県土地家屋調査士会用紙)

(平成9年8月18日作製)

申請人

縮尺

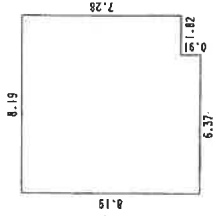
各階平面図 211616

建物各階平面図

家屋番号	1070-31
建物の所在	木田郡三木町大字平木字南山田1070-31

附録八号(四・五)

1階



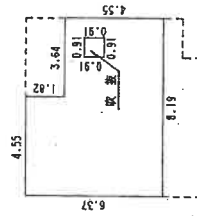
求積表

$$7.28 \times 8.19 = 59.6232$$

$$0.91 \times 6.37 = 5.7967$$

合計 65.4199
床面積 65.41 ㎡

2階



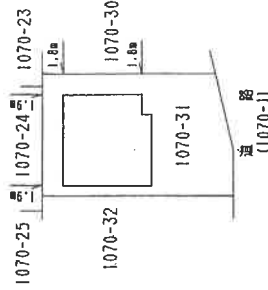
求積表

$$1.82 \times 4.55 = 8.2810$$

$$4.55 \times 8.19 = 37.2645$$

$$- 0.91 \times 0.91 = - 0.8281$$

合計 44.7174
床面積 44.71 ㎡



作製者

土地調査士
家園

平成16年7月12日作製

縮尺 1/250

申請人

縮尺

1/500

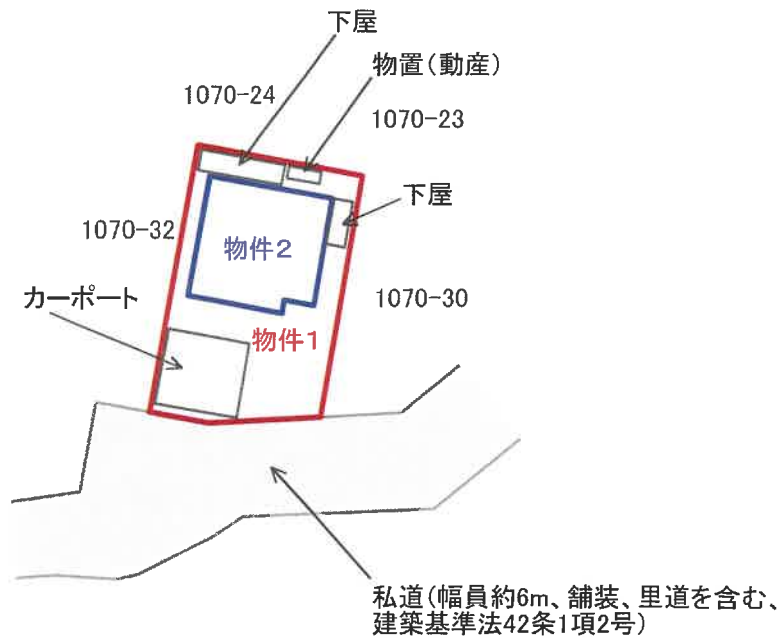
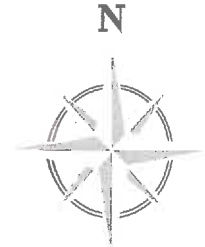
(縮小図)

(香川県土地家屋調査士会用品)

平成16年7月23日登記

土地建物位置関係図(略図)

物件1・2

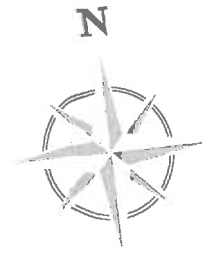


※本図は、略図であり実測に基づくものではないため
現況と相違する可能性があることに留意されたい。
隣接地の地番は公図に基づき記載したものである。

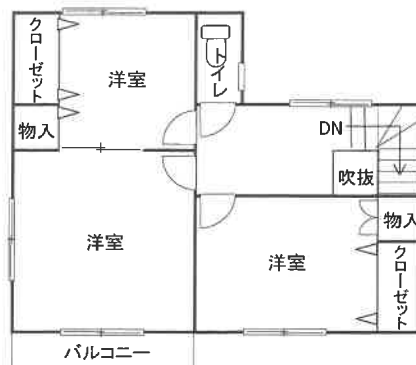
(S ≒ 1 / 500)

建物間取図(概略)

物件2



1階



2階

※概略図であり、現況と異なる可能性があることに留意されたい。
また、建具・設備等の動作確認はしていない。

(S≒1/150)